

お知らせとお願いと

徳泉寺報

No. 9 2

発行

令和7年6月

発行元 徳 泉 寺

仙台市宮城野区

榴岡3-10-3

(022)297-4248

[tokusenji.send](mailto:tokusenji.sendai@gmail.com)

ai@gmail.com



ホームページ

[tokusenji-](http://tokusenji-sendai.com)

sendai.com



Instagram

[tokusenji.sendai](https://www.instagram.com/tokusenji.sendai)



総代会を行いました

真宗大谷派では寺院運営において「責任役員」を三名おいています。徳泉寺では住職と前住職、それにご門徒代表のかたが一名です。また、そのほかに「総代役員」と呼ばれるご門徒代表の方を五名お願いしています。この方たちには、お寺での大きな事業や改修などの際にご相談にのっていただいたり、ご門徒のみなさまからご負担いただいている門徒負担金が適正に利用されているかを判断していただいたり、寺院運営を公正公平な目で見守る役割を担っていただいています。

去る五月二十日、コロナ禍以降初となる総代会を開催しました。住職寺族だけでは狭くなりがちな視野を広げてくださる多角的な視点で大変有意義なご意見やアドバイスをいただきました。そのなかで話し合われたことについてお知らせします。

1 同朋会館外のトイレ改修について

現在、同朋会館の外にはお墓参りのかたに使用していただく男性用便器と和式便座を備え付けた外トイレがあります。

こちらを車いすでも入ることができ、乳児のおむつ替えスペースも付けたひろびろトイレに改修したいと考えています。元々の敷地面積に限りがありますが、より多くの方に安心してご利用いただけるよう今年度内の着工を目指していきたいと思っております。

2 同朋会館使用料の撤廃について

同朋会館の一階広間を「ご法事後のお食事等で使用される場合、会館使用料として一万円のご負担をお願いしていました。この金額については同朋会館建築当初、当時の総代役員さんを中心に決定されたようです。しかし、昨今、ご法事後にお食事のために会館広間を利用する方がほとんどおられず、聞法会やイベント等での利用が主になってきているため、この使用料を撤廃することにしました。もちろん、今後も法要後のお食事等で会館を使用していただくことは可能ですのでご利用の際は「ご相談ください」。

3 門徒負担金について

毎年、「ご門徒のみなさまには真宗大谷派及び徳泉寺の護持費の一部を」ご負担いただいています。費用は境内または葛岡にある徳泉寺墓地をご利用の方は一区画一万五千円、他墓地をご利用の方は八千円となっています。今年度も金額に変わりありません。物価高等でお心苦しいばかりですが、対象の方には別途振込用紙を送付いたしますので、お盆をめぐりに納入いただきましたようお願い申し上げます。

